

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 57 年 7 月まで
昭和 55 年 7 月に A 県 B 市から C 市に転入し、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、保険料の口座振込の手続も行っており、保険料を未納とした記憶がなく、妻が納付となっているのに私の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 県 B 市から転入し、妻が国民年金の手続と同時に国民年金保険料の二人分の納付の手続を行った。」と主張しているところ、夫婦共に国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和 61 年 4 月から平成 19 年 10 月までの保険料を夫婦同一日に納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる上、申立人の妻は、申立期間の保険料がすべて納付済みとなっていることから、その妻が、申立人の保険料のみを残して納付していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその妻は、昭和 51 年 12 月から国民年金に任意加入し、60 歳となる平成 19 年 10 月まで保険料を完納しており、納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人は、「子供が小さく持病もあり、国民年金の加入手続と合わせて、国民健康保険の手続を行った。」と主張しており、申立人夫婦が C 市に転入した昭和 55 年 7 月から国民健康保険に加入していることは、同市で保管している住民票からも確認できることから、申立内容には、信憑性^{びょう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び40年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和40年2月から同年3月まで

国民年金制度が発足し、将来の生活安定のため、父親が夫婦二人の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時は、観光地の旅館で住み込みで働き父親に給料を渡し、その中から夫婦二人分の国民年金保険料を父親が納付してくれていたと聞いている。

また、父親は、生活が苦しい時は国民年金保険料の免除申請を行い、後で保険料を追納で納めるなど、保険料の未納がないように納付をつなげてきたと聞かされており、申立期間について、督促もされたこともないのに未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父親が夫婦二人の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和36年1月に夫婦連番でA村（現在は、B市）において払い出されており、国民年金制度発足当初の35年10月1日に強制で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとするその父親は、申立期間を除き、保険料の免除制度を利用し、生活に余裕がある時には免除期間の保険料を度々追納するなど、申立人夫婦の国民年金加入期間に未納期間ができないように努力していたと推認でき、年金制度をよく理解し、納付意欲も高かったと認められる。

さらに、申立期間①については、同特殊台帳から申立期間前後の昭和36年

度及び 38 年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、その後の 39 年 4 月分の保険料から 40 年 1 月分までの保険料についても過年度納付していることを考え合わせると、申立人の父親が、過年度納付の機会にも保険料を納付せず、未納のまま放置していたとは考え難い。

加えて、申立期間②については、昭和 39 年 4 月分から 40 年 1 月分までの国民年金保険料について、40 年 10 月 26 日に過年度納付していることが、同特殊台帳から確認でき、この時点で申立期間を過年度納付することは可能である上、通常、社会保険事務所から発行される過年度納付書は年度単位で作成されることから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び40年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和40年2月から同年3月まで

国民年金制度が発足し、将来の生活安定のため、夫の父親が夫婦二人の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時は、夫は、観光地の旅館で住み込みで働き、夫の父親に給料を渡し、その中から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。

また、夫の父親は、生活が苦しい時は国民年金保険料の免除申請を行い、後で保険料を追納で納めるなど、保険料の未納がないように納付をつなげてきたと聞かされており、申立期間について、督促もされたこともないのに未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫の父親が夫婦二人の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和36年1月に夫婦連番でA村（現在は、B市）において払い出されており、国民年金制度発足当初の35年10月1日に強制で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする夫の父親は、申立期間を除き、保険料の免除制度を利用し、生活に余裕がある時には免除期間の保険料を度々追納するなど、申立人夫婦の国民年金加入期間に未納期間ができないように努力していたと推認でき、年金制度をよく理解し、納付意欲も高かったと認められる。

さらに、申立期間①については、同特殊台帳から申立期間前後の昭和 36 年度及び 38 年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、その後の 39 年 4 月分の保険料から 40 年 1 月分までの保険料についても過年度納付していることを考え合わせると、申立人の夫の父親が、過年度納付の機会にも保険料を納付せず、未納のまま放置していたとは考え難い。

加えて、申立期間②については、昭和 39 年 4 月分から 40 年 1 月分までの国民年金保険料について、40 年 10 月 26 日に過年度納付していることが、同特殊台帳から確認でき、この時点で申立期間を過年度納付することは可能である上、通常、社会保険事務所から発行される過年度納付書は年度単位で作成されることから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年9月まで
昭和42年11月16日会社退職後、翌日ぐらいに役場で国民年金の加入手続をした。結婚後は、毎月組合で集金に来ており、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めており、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年11月の会社退職後に実家のあるA市B支所で国民年金の加入手続を父親と行い、職員に翌月12月C村に嫁ぐことを伝えたと、C村で続けて納められると言われ、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を自分が集金人に支払いしていた。」と主張しているところ、申立人の夫は41年1月に国民年金に加入してから、60歳になるまで保険料を完納し、申立人も申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を完納するとともに、国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回、適切に行っていることから、申立人夫婦は納付意識が高かったと認められる。

また、申立期間当時、C村では、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことを確認済みであり、申立人は、「組合の役員が一軒一軒集金に回ってくるため、納めないわけにはいかなかった。」と主張しているところ、申立人が住んでいた地区の集金単位は、C村の国民年金被保険者名簿（申立人の夫の紙台帳）により、当時11軒であったことも確認でき、申立期間において申立人の夫の保険料が納付されているにもかかわらず、夫婦二人分の保険料を納めていたとする申立人の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 497 (事案 445 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで
当初の判断後、申立期間に係る納付記録の記載された国民年金手帳が見つかったので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足と同時に、妻と二人で国民年金に加入した。」と主張しているところ、申立人が、36 年 2 月ごろ、夫婦で国民年金の加入手続を行ったことは、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、記入時期の記録は無いが、「取消」と記載された記録が確認でき、A 市（現在は、B 市）における申立人の国民年金への加入記録及び保険料の納付に係る記録は存在しないことから、申立期間の国民年金保険料が未納となっていたと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に申立人から提出された、新たな納付を示す A 市の検認印の押された国民年金手帳によると、資格取得欄には、昭和 35 年 10 月 1 日と記載されており、申立人が国民年金制度準備期間に国民年金被保険者資格を強制で取得したことが、また、資格喪失欄には時期は不明だが 36 年 4 月 1 日と記載されており、国民年金保険料の徴収が行われる 36 年 4 月に国民年金被保険者資格が取り消されていることが確認できるものの、同手帳の検認記録欄には、保険料を納付したことを示す検認印が 36 年 4 月から 39

年6月まで押印されていることが確認でき、申立人の国民年金の資格取消しの処理は39年6月までの保険料納付後に36年4月1日にさかのぼって行われたと推認できる。

また、申立人の国民年金資格記録及び納付記録を管理していたA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特種台帳は存在しておらず、納付された国民年金保険料が還付処理されていたかは不明であるものの、仮に、還付処理が行われていた場合においても、申立期間において、申立人は国民年金の強制被保険者であり、誤った資格取消処理によって保険料納付済期間が無資格期間となったものであり、納付された事実があることから申立期間のうち昭和36年4月から39年6月までの保険料を納付していたことが認められる。

なお、申立期間のうち昭和39年7月及び同年8月の国民年金保険料については、申立人及び共に保険料を納付していた申立人の妻の国民年金手帳の検認記録欄にも検認印が無く、当時、国民年金手帳の印紙貼付欄に印紙を貼付し検認を行っていたことが確認できたことから、保険料の納付が無かったことにより、国民年金手帳の検認記録欄に検認印が押されていないものと推測できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで

国民年金制度の開始に伴い、父がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、その後納付書が送られてきたので、すぐに自分で同支所へ行き、国民年金保険料を納付した。金額は覚えていないが、昭和36年4月から同年6月までの1期3か月分を納付し、窓口の職員に、「領収書は手帳に貼っておいてください。」と言われたことを覚えている。

申立期間当時、国民年金加入の取消しを行った覚えは無く、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人の国民年金被保険者資格の記録は、昭和35年10月1日に資格取得後、36年4月1日に資格喪失とされていることが確認できるが、申立人は、同年5月15日の厚生年金保険加入前である同年4月については国民年金の強制加入期間に該当し、事実と異なる資格喪失手続きが行われたことが認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所B支所で納付したと主張しているが、申立期間当時、同支所が存在し、国民年金保険料収納業務が行われていたことが確認できる。

一方、申立人は、「金額は覚えていないが、昭和36年4月から同年6月までの1期3か月分を納付した。」と主張しているが、申立期間当時のA市においては毎月納付が原則であったことが確認できる上、申立人は、同年5月に厚生年金保険に加入していることから、申立期間のうち、36年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

申立期間①については、国民年金保険料の納付が遅れることもあったが、未納分はすべて後からまとめて納付しており、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、昭和 53 年 10 月の結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、妻の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後が納付済みである上、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が、昭和 52 年 12 月に、昭和 51 年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、この時点で時効となっていない申立期間①の 3 か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

また、申立期間②については、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間の前後が納付済みである上、申立人が自分の分と一緒に納付していたとするその妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人が、その妻の分を納付し、自分の分について申立期間②の 6 か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成 17 年 4 月以降の期間の保険料を前納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 39 年 6 月から 41 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 6 月から 41 年 11 月まで

昭和 37 年 9 月に会社を退職した際に伯父から父親に対し、国民年金に加入しないと将来年金が受けられないから加入するよう話があり、父親が伯父のもとで加入手続を行った。国民年金保険料の納入については、最初は伯父さんが集金し持っていった、その後は、父親が市役所の窓口で保険料を納付しており、既に父親は、他界しているが、生前、保険料については、すべて納入しており、未納は無いという話を聞かされていた。申立期間が未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金記号番号払出簿の払出年月日欄に昭和 42 年 1 月 24 日と押印されており、同時期に払い出された任意加入者の加入時期から、申立人は、A 市において 41 年 12 月から 42 年 1 月の間に国民年金への加入手続を行っていることが確認できる。

また、結婚後、申立人が B 市において国民年金に任意で継続加入し、国民年金保険料を納めていくため、父親から送付された国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和 41 年 12 月 20 日の記載があり、国民年金被保険者資格を 41 年 12 月 20 日に強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持している昭和 44 年度及び 45 年度の A 市の「国民年金保険料納入通知書兼領収書」には、申立人の氏名、国民年金手帳記号番号

及び申立人の伯父と思われるC氏の領収印が押されており、このことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が無かったことが確認でき、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度的に保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとされる父親は既に他界し、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 45 年 2 月まで
当時、祖母及び両親が年金を支給されており、とても良い制度だと言っていた。「お前が就職するまでは、払っておく。」と父親に言われており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から申立人は、A市において、昭和 58 年 7 月に国民年金への加入手続を行っていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳及びB市の電算記録により、国民年金被保険者資格を 20 歳となる 43 年 8 月 14 日にさかのぼって強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、昭和 58 年 7 月の時点において、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号では、時効により、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは制度的にできない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親から別の年金手帳を渡された記憶も無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付の実態が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年12月まで
昭和46年1月に結婚した時、夫は厚生年金保険に加入していたが、私は主婦だったので、すぐに国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。
申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年2月15日にA市に払い出されていることが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳に54年1月26日任意加入の記載があることから、申立人がこのころに国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料を納付していた気がする。」と主張するのみで、国民年金の任意加入手続時の状況を始め、保険料の納付方法や納付金額についての具体的な記憶が無い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの期間、57年1月から61年3月までの期間、62年4月から同年9月までの期間、平成2年9月から3年3月までの期間、4年4月から同年8月までの期間及び9年6月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで
② 昭和57年1月から61年3月まで
③ 昭和62年4月から同年9月まで
④ 平成2年9月から3年3月まで
⑤ 平成4年4月から同年8月まで
⑥ 平成9年6月から10年2月まで

申立期間①及び②については、当時農協の組合長をしていた父が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

また、申立期間③から⑥までについては、自分で、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、その父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は頻りに住所を変更しており、その都度その父親が申立人の保険料を納付していたとは考え難い上、その父親は既に他界しており、申立人は両申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、納付についての実態が不明である。

また、申立期間③から⑥までについては、申立人は、自分で国民年金保険料を納付したと主張しているが、その父親が昭和61年に他界して以降は申請免除及び法定免除を繰り返しており、納付済期間が確認できない(61年以

前の厚生年金保険との重複納付が判明したことに伴う充当〔平成9年4月及び同年5月〕を除く。）上、納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であり、免除申請を行った記憶も無いとするなど、申立期間当時の状況が不明である。

さらに、申立期間は6回に及んでおり、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 51 年 6 月まで

昭和 47 年 3 月の結婚後、親に勧められて同年 5 月ごろに国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたが、大変になってきたため、役場で、「しばらく休みたい。」と申し出て、国民年金をやめた。国民年金をやめた 3 か月後に病気になり、51 年 9 月に障害者となったが、この時、国民年金に加入していなかったことを理由に障害年金を受けられず、悔しい思いをしたことを覚えている。

申立期間については国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年 3 月の結婚後、親に勧められて同年 5 月ごろに国民年金に任意加入した。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳により、婚姻日である同年 3 月 17 日に国民年金の強制被保険者資格を喪失していること及び 51 年 9 月 24 日に任意被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 51 年度分の国民年金印紙代金領収書の「4 月・5 月分」及び「6 月・7 月分」の領収印欄に「納付不要」の押印がある上、「8 月・9 月分」の領収印欄は、「9 月分」に丸印が記され、納付額 2,800 円を 1,400 円と訂正した上で領収印が押されていることから、申立期間の一部を含む昭和 51 年 4 月から同年 8 月までの期間は国民年金に加入していなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の初診日が昭和 51 年 6 月 7 日であることが確認できるところ、申立人は、国民年金の任意加入期間中に初診

日がある障害者で、任意加入していなかったことから障害基礎年金を受給できなかった者に対して支給される「特別障害給付金」を受給していたことが確認できることから、申立人は、51年6月の時点において国民年金に加入していなかったと考えられる。

その上、申立人は、「昭和49年、50年ごろの国民年金保険料月額が7,000円ぐらいであったと思う。」としているが、当時の実際の保険料月額と大きく異なる。

加えて、申立人には、申立期間以外にも未加入期間が多数存在する上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 21 日から同年 6 月 18 日まで
② 昭和 34 年 5 月 13 日から同年 6 月 16 日まで

昭和 30 年 2 月 6 日に A 社に入社し、35 年 2 月 20 日に退職するまで継続して生糸の製品検査業務に就いた。社会保険事務所の記録では途中の昭和 30 年 5 月と 34 年 5 月について被保険者記録が無いが、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言によれば、「当該事業所では、毎年春から夏にかけて材料として使用する繭の切替えにより一時的に工場を操業停止にしている。申立期間①及び②については、操業停止期間が長くなるとして、管理事務及び材料調達部門の社員を除く現場作業に従事する社員は、一時的に離職させた。」としており、申立人は、工場現場で従事する社員であったため、申立期間①及び②の期間については、一時的に離職していたものと推認できる。

また、同僚の証言を裏付ける事情として、当該事業所に係る社会保険事務所のオンライン記録によると、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者 33 名のうち申立人を含む 11 名が同時期に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間②については、被保険者 99 名のうち申立人を含む 85 名が同時期に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）により、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されている上、このほか、申立期間①及び②について、申立

人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 27 日から同年 12 月 1 日まで
平成 10 年 5 月から 17 年 11 月までの期間、A 社に勤務し、B ホテルの洗い場で仕事をした。10 年 5 月から 17 年 8 月までの期間の厚生年金保険の加入記録はあるものの、17 年 9 月から同年 11 月までの申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社が保管するパートタイマー雇用契約書及び賃金台帳により、申立人が申立期間において、A 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、当該雇用契約書には、厚生年金保険加入が「無」と記載されており、同契約書に申立人の署名捺印が確認できる上、当該賃金台帳により、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「60 歳以上のパートタイマーの雇用契約については、1 年単位で雇用期間を設定しており、申立人については、1 日 6 時間勤務の契約であったものが、平成 17 年 9 月 27 日の再契約の際、1 日 4 時間勤務となり、厚生年金保険の適用基準の目安とされる 1 か月 120 時間以下の勤務時間であるため、厚生年金保険の加入がない契約になった。」と説明している。

さらに、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 23 日から 33 年 6 月 1 日まで
平成 20 年 4 月に A 社会保険事務所で B 社に勤めた期間について調べてもらったところ、脱退手当金が支給されている旨の回答があった。
当時、B 社を退職した後、脱退手当金を請求したこともなければ、受け取った覚えもないので、脱退手当金の支給記録を取り消し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている女性 34 名のうち、33 名に支給記録があり、いずれも厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から 1 か月以内の昭和 33 年 6 月 26 日に脱退手当金の支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 5 日から 37 年 3 月 4 日まで
② 昭和 37 年 3 月 10 日から 42 年 7 月 1 日まで

平成 20 年 3 月に送られてきたねんきん特別便では、国民年金加入以前の厚生年金保険加入期間が記載されていなかったことから、社会保険事務所に行き昭和 42 年以前の勤務期間を提示したところ、未統合となっている記録が私のものであることが判明したが、その記録では A 社 B 工場を退社後に脱退手当金が支給されており年金に反映しないと説明された。退職時に 9,000 円位の退職金を支給された以外に何ももらっていないのに、社保の職員から脱退手当金が支給されていると聞かされ大変驚いた。本社に確認したところ、当時会社では一切脱退手当金の代理請求をしなかったということであり、また、私は家事・育児で忙しく社会保険事務所に出向き請求したという記憶は全くない。

脱退手当金を受け取っていないのに、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の裁定日と考えられる「脱 43.10.7」との押印がある上、申立人の姓が旧姓から婚姻（昭和 41 年 11 月 17 日婚姻）後の姓に変更処理がされているとともに氏名変更処理日と考えられる「43.10.7 氏変」との記載があることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられる。また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。